

くらしの安心情報

情報ファイル NO.75

平成 21 年 11 月 10 日

訪問販売により、「太陽光発電システム」等を契約したが、高額なため解約したい。

相談内容

【相談者 60代 男性】

先日、訪問販売業者から、太陽光発電システム等の設置を勧誘された。「節電効果や余剰電力の買い取りもあり、毎月の電気代がタダになり、さらには、設置費用も10年で元が取れる」と長時間にわたり説明されたため、オール電化システムも含めて380万円で契約したが、高額なこともあり解約したい。

対処方法

地球温暖化対策の一環として、国等が推奨している「太陽光発電システム」を利用することは、環境問題に有効であるといえますが、システムの導入には高額な費用がかかることなどから、販売方法や契約に関する消費者トラブルが急増しています。

- ・ 設置にあたっては、売電収入や補助金の制度がありますが、過剰なセールストークに惑わされないことが大切です。事前にシステムについて情報を収集し、複数の業者から見積もりを取り納得できる契約をしましょう。
- ・ 相談者には、クーリングオフ期間内(契約書面の受理日を含め8日間)であったことから、手続きの後、無条件解約となりました。
- ・ 万一、トラブルになった場合は、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

10年で元が取れます！



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)